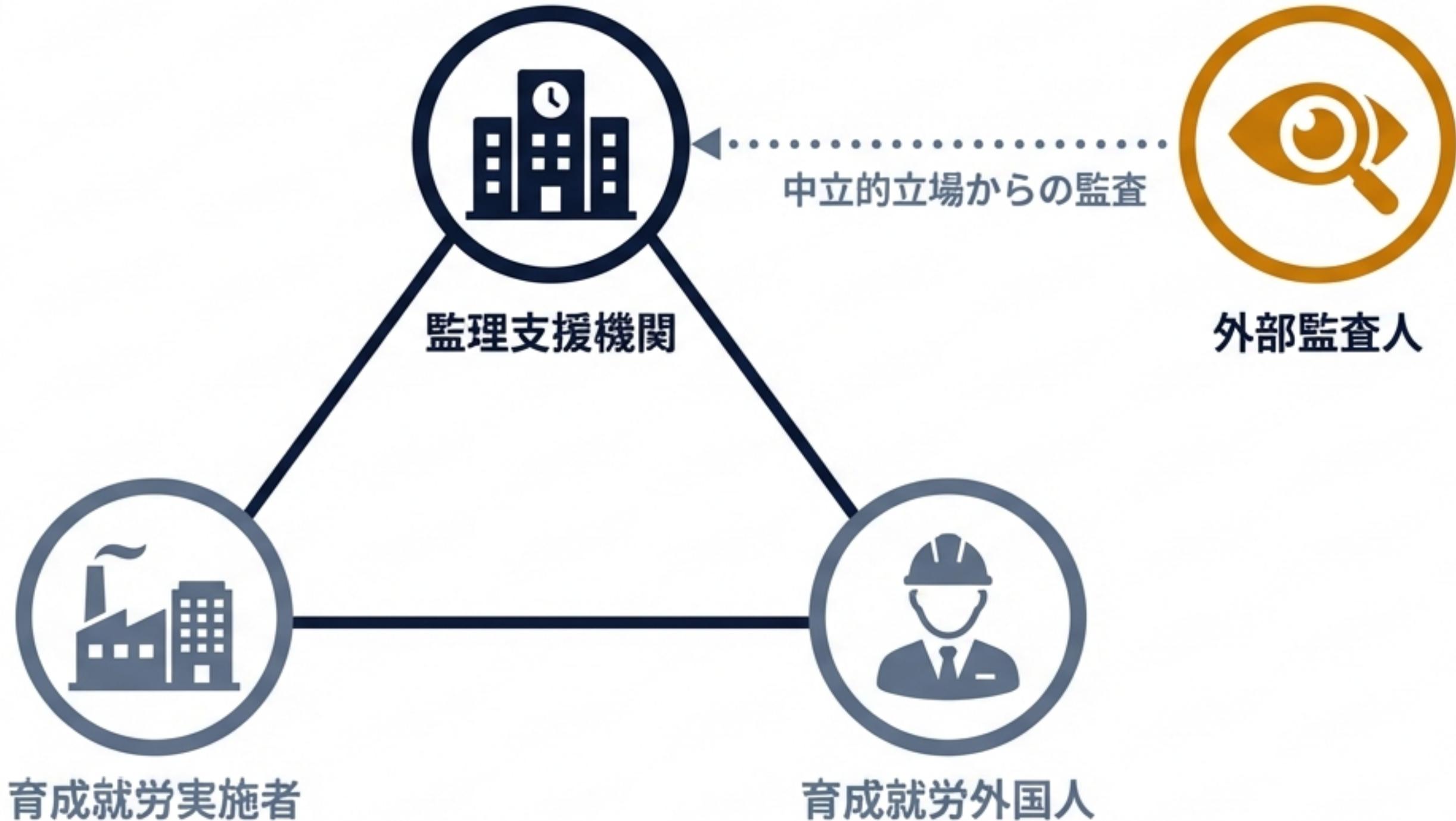


育成就労制度： ガバナンスと適 正化の全貌

監理支援機関の許可基準と
外部監査人の選任要件



三者関係 + 外部からの視点



監理支援機関の役割：4つの柱



指導 (Guidance)

育成就労計画の作成指導、技能修得のサポート



講習 (Education)

入国直後の法的保護講習、生活オリエンテーション



3か月に1回の定期監査、1か月に1回の訪問指導



母国語相談対応、人権侵害時の保護、転籍支援

法人形態と財産的基礎

財産的基礎 (Financial Health)
債務超過の状態ないこと



非営利法人 (Non-Profit Status)

- ・商工会議所
- ・中小企業団体
- ・職業訓練法人
- ・農業協同組合 等

※ 営利を目的とする法人は原則不可

適切な人員体制の算出式



常勤役職員 ≥ 2 名

実務担当者数 $>$ 実施者数 $\div 8$

\cap
両方の条件を
満たすこと
(AND)

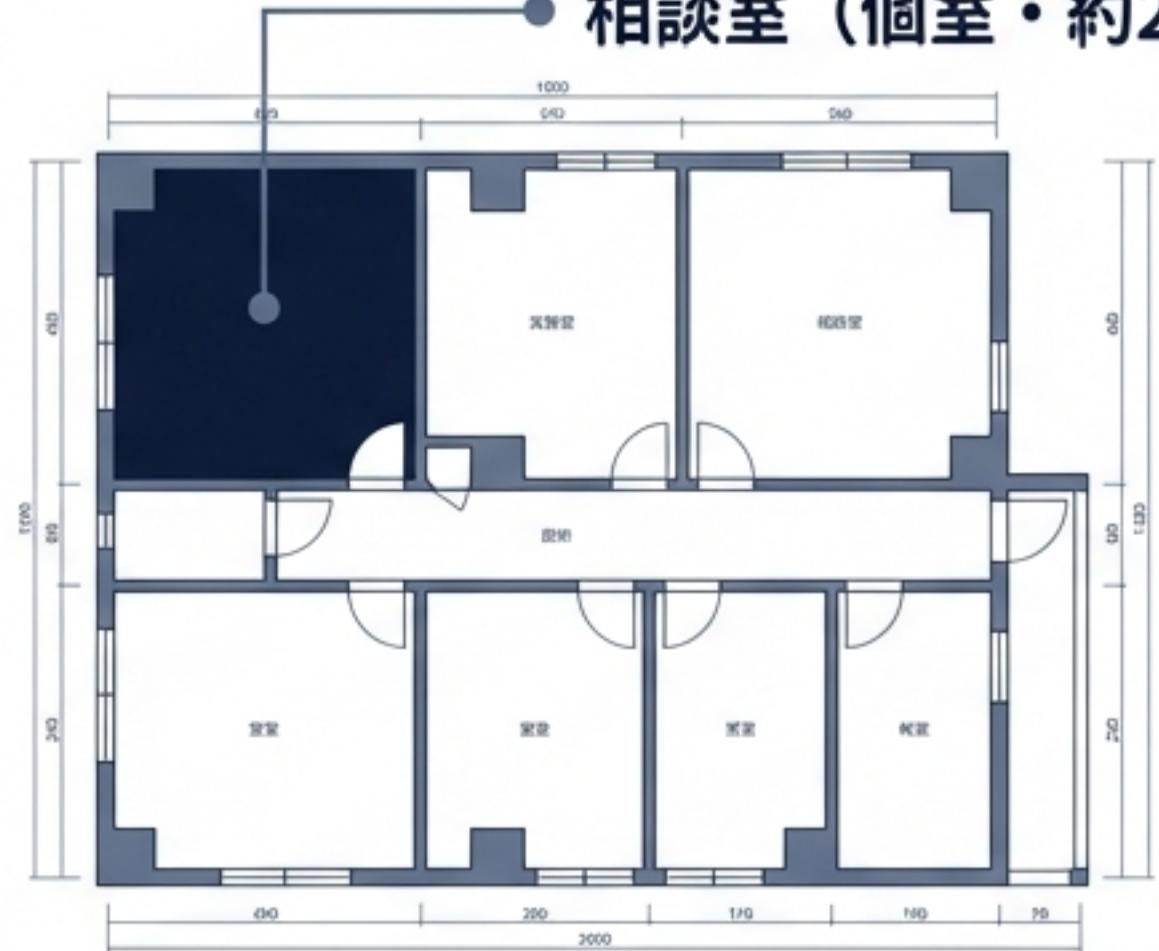
実務担当者数 $>$ 育成労
外國人數 $\div 40$

監理支援責任者

- ✓ ・常勤であること
- ✓ ・過去3年以内に講習を修了
- ✓ ・実施者と密接な関係がないこと

事業所の独立性と保護体制

- 相談室（個室・約20m²以上）



他事業所と区分され、風俗店等が近隣にないこと



24時間緊急連絡体制 (夜間・休日含む)



日帰りで対応可能な 地理的範囲



母国語相談・通訳の配置

外部監査人の役割と義務



業務遂行状況の確認

3か月に1回以上、
帳簿や設備の確認・報告

同行監査

1年に1回以上、実施者への
監査に同行し実態を確認

外部通報窓口

育成就労外国人からの
相談・通報の受付

選任基準：必要な資格・能力



法律・実務の専門家

- ・弁護士
- ・社会保険労務士
- ・行政書士

※ 法人としての就任も可



有識者・専門家

- ・入管法・労働法等の高度な知識を有する者
(大学教授など)

共通要件：氏名・名称の公表に同意すること

独立性・外部性の要件（就任できない者）



講習の受講義務とタイミング



法人が選任される場合の注意点

法人そのものではなく、実際に監査を担当する個人が講習を受講している必要があります。

経過措置（技能実習制度講習の扱い）



許可申請時に受講証明書の写しが必要です（有効期限：3年以内）

コンプライアンス確認チェックリスト

監理支援機関

- 非営利法人である
- 債務超過ではない
- 人員配置基準（1/8, 1/40）を満たす
- 個室（20m²）と緊急連絡体制がある

外部監査人

- 有資格者（弁護士・社労士等）または有識者
- 過去5年以内に実施者・機関の役職員ではない
- 二親等以内の親族ではない
- 講習（または経過措置講習）を修了済み

次のステップ

承認された養成講習機関のリストは、主務省庁のウェブサイトで確認してください。



厳格な独立性と適正な資格要件が、育成労制度の信頼を支えます。